		日号外	ページ
四	事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示	三〇特28	三六〇
	○国税庁		
六	国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第九条第二項に規定する国税庁長官が定める処分通知等を定める件を廃止する件	三〇特28	三六三
七	租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十三項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件の一部を改正する件	三〇特28	三六三
八	租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十四項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式を定める件の一部を改正する件	三〇特28	三六四
九	国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件	三〇特28	三六四
一〇	消費税法施行令第四十九条第一項第一号に規定する国税庁長官が指定する者を定める件の一部を改正する件	三〇特28	三六四
	○文部科学省		
二七	文化財を登録有形文化財に登録する件	六50	七
二八	登録有形文化財の登録を抹消する件	六50	一五
二九	強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件	一二54	一三
三〇	〃	一三55	一〇
三一	令和六年度における教科書展示会の開始時期及び期間を指示する件	一四56	九
三二	特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律第七条第一項の規定に基づく指定宗教法人を指定した件	一九	三
三三	地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を追加して定める件	二一	六
三四	地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件	二一	六
三五 三六	地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件	二一	六
三七	地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を追加して定める件の一部を改正する件	二一	六
三八	有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する件	二一	七
三九	無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件	二一63	八三
四〇	有形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する件	二一63	八三
四一	無形の民俗文化財を文化財登録原簿に登録する件	二一63	八三
四二	認定日本語教育機関に関し必要な事項を定める件の一部を改正する告示	二七73	九五
四三	日本私立学校振興・共済事業団が行う健康の保持増進のために必要な事業に関する指針の一部を改正する告示	二八77	六六
四四	大学設置基準第三十九条第一項に規定する医学又は歯学に関する学部の教育研究に必要な病院の機能が確保される場合について定める件の一部を改正する告示	二九	七
四五	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する件	二九	七
四六	国立大学法人会計基準の一部を改正する告示	二九79	六四
四七	学校教育法施行規則第七十七条の二の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件の一部を改正する件	二九80	七五
四八	大型再処理施設放射能影響調査交付金交付規則の一部を改正する告示	二九80	七六
四九	科学研究費補助金取扱規程の一部を改正する件	二九80	七七
五〇	学校教育法施行規則第百五十条第四号に規定する大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものを指定する件の一部を改正する告示	二九80	七七
五一	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する件	二九80	七八
五二	租税特別措置法施行令第四十条の四の三第七項及び第八項並びに租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第三項の規定に基づき文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金銭及び外国の教育施設の一部を改正する件	二九80	七八
五三	文部科学大臣の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件の一部を改正する告示	二九80	七九
五四	学校保健安全法第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準の一部を改正する件	二九特27	四三
五五	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施		